



発行所
 青森県高等学校・障害児
 学校教職員組合
 青森市橋本1丁目2-25
 教育会館017(734)7287
 編集発行人 酒田 孝
 購読料一部20円は組合費
 の中を含む

今月の紙面
 1面：主任手当奨学金
 2面：臨時講師年金問題
 3面：「C」評価に異論を
 4面：全国集会報告

* HPへはこちらから→

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://aokokyoso.g2.xrea.com/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

～「主任手当抛出現運動」への長年のご協力に感謝！！～

41年目、21名へ2万円を支給しました。

今年で41年目となる主任手当抛出現運動は、組合員ではない方々からも多くの賛同を得ており、抛出いただいた「主任手当」を原資とする奨学金は、昨年までの40年間の累計では、3,411名の生徒に総額8,450万円の支給をしてきました。コロナ禍の下、奨学生募集の取り組みが遅くなりましたが、今年度の奨学生として、21名の生徒に一人2万円の奨学金を支給しました。

主任手当抛出現運動とは

私たち高教組は、働く仲間が子どもたちのために協力して助け合って仕事を成し遂げてこそ、学校という職場はよくなっていくものであると考えます。この考えのもと、「主任手当抛出現運動」に取り組んできました。これは、県立学校の主任の先生方から抛出された主任手当を原資に運営され、1980年から取り組んでいます。本部や各分会に抛出された主任手当は、奨学金(就・修学援助金)あるいは各学校の図書、教材・教具などの整備に活用され歓迎されてきました。高教組本部への抛出金は奨学金として、これまで一人3万円(2002～2019年度は2万円)を給付してきました。学用品や修学旅行の費用の一部、受験費用などに利用され、

多くの感謝の言葉が寄せられています。

教育の機会均等のために

子どもの6人に1人が相対的貧困と言われている。さらに2020年度のコロナ禍の元、就・修学が困難に陥っている児童・生徒はすぐ身近に存在します。これは本人や家族の責任ではなく、社会全体の問題です。私たち教職員にとっても、目の前の生徒が経済的な理由で十分な教育が受けられないということは看過できない問題です。教育基本法第3条が謳う「教育の機会均等」実現のため、微力ながらもこの奨学金は役立ってきたのです。

最後の奨学生募集へ

近年、主任手当の抛出が減ってきており、奨学金の原資が減ってきています。また、経済的に困窮してい

る生徒への公的な金銭的支援も広がってきており、この奨学金の必要性も薄くなってきています。青森高教組は、「教職員は教育者として皆同等の立場であり、仲間である」とし、主任だけに手当を支給する事には反対であることに変わりはありませんが、このような状況を踏まえて、「主任手当抛出現基金奨学金」はその役割を終えたのではないかと考え、今年度をもって、主任手当抛出現は終了とする

喜びの声

・参考書や学用品の購入等に大切にに使わせていただきありがとうございます。
 ・とても助かります。ありがとうございました。
 ・突然の出来事で生活は変わってしまうのに、子どもにはきちんと学業をさせたいと思っていました。先生から話があり、すごく助かりました。
 ・主任手当抛出現奨学金というのを今回初めて知りました。その趣旨を十分に理解し、子どもが充実した高



こととしました。尚、奨学金の原資が若干残っているため、2021年度早々に、「追加募集」という形で奨学生を募集しますので、準備ができ次第、改めてお知らせします。
 校生活を過ごすために、役立てたいと思います。
 ・学費の一部として有効に活用させていただきます。
 ・コロナ禍による失業、兄妹の課外活動への支出も多いため大変助かります。このような支援を下さった皆様にお礼申し上げます。
 ・これからも勉強、頑張ります。
 ・貴重な金額、ありがとうございます。今後の教育に役立てたいと思います。
 ・教材費にしたいと思えます。本当に助かります。
 ・ありがとうございます。大切にさせていただきます。

坂道の風

幻となった「9月入学」の話。コロナ一斉休校による学習の遅れを取り戻す目的で、昨年4月下旬、宮城県知事ら全国知事会から政府に要請された「9月入学」は、都市部の高校生を中心に広がっていた著名活動、世論の後押しもあり、政府や文部科学省が5月いっぱい検討していた▼文科省は、大学から小学校まで「9月入学」を導入するためには、今年秋からの小学1年生を4月生まれから翌年9月生まれまでの17ヶ月に再編する必要がある、と考えた。刈谷剛彦教授の試算によると、新小学1年生は例年より約42万人増え、1.4倍になる。初年度は小学校教員が2.8万人不足し、保育所の待機児童も26万人に上る▼わが家でも入学間近の子がおり、9月入学はこの先の受験や就職試験において競争相手が増えるため、心配が大きかった。「友達が1.4倍になるのは楽しみだね」の冗談は幻となり、例年通りの4月入学式を迎えられてホッとしている。(牛)

山が動いた!

年金取り扱いの正常化へ年金事務所が指導へ!

教育長回答への見解

2月2日の県教育長交渉での「臨時講師の3月年金問題」への和嶋教育長の回答は、納得のいくものではありませんでした(高教組新聞2月号参照)。明らかに平成26年の厚労省通知(後述)に違反しているにもかかわらず、臨時講師から新採用になった方々の厚生年金の被保険者資格を継続しないという訳の分からない判断であり、その根拠も、あいまいでした。

臨時講師への文書

高教組は年金事務所に4回足を運んで、その度に県教委のやり方は厚労省の通知違反であると指摘してきました。12月2日には県教

委自身が9月に文書でこの臨時講師から新採用者の年金被保険者資格の継続について厚労省に問い合わせた質問に対する回答(後述)がきており、その回答にも反している対応を取り続けているのです。我々の追及に対して、県教委職員福利課の職員が「我々は年金事務所から指導を受けていないからいいんじゃないか。」という許しがたい発言もありました。明らかに自らの責任を放棄した暴言です。



2月5日、県教委から県内の臨時講師に対して謝罪の文書とともに、3月分を納めた国民年金を厚生年金へと移行手続きを希望するかどうかを確認する文書が届きました。実際には2月8日過ぎに文書が届いたのに、提出締め切りは2月16日までと考える時間も与えていません。

この文書を読むと、明らかに手続きを希望しない方へ誘導する文面になっており、大変問題があります。

手続きを希望した場合に「請求手続き等は、市町村によつてはご本人に手続きしていただく場合があります」とか、「その他にもご自身で手続き(確定申告等)をしていただく必要が生じる場合があります。」と書いてあり、いかにも手続きを希望すると面倒な自分自身でやらなければならぬことが増えるかのようなことを書いています。実際に職員福利課に電話して確認したところ、全くその手続きがあるかないかもわかっていませんでした。一方、手続きを希望しない場合には「年金加入期間には影響ありません」と、その支給される年金額が半分以上になることが予想されるのに、年金額には触れてもいません。こんなに不親切で誘導的な案内でよかったのでしょうか。

本来ならば、自らの不手際で招いた事態なので、「移行手続きすればこれだけの年金額が増えます。何とか全員のみなさんに手続きしていただきたいです。」と

いう案内にならないかと思えないのではないかと思います。県教委のやり方は間違いです。

県教委のやり方は間違い

2月26日、高教組と県教組は松田県議会議員とともに青森年金事務所を訪問しました。

12月2日の厚生労働省から県教委への文書回答では、「平成26年1月17日の通知通り、『事実上の使用関係が中断することなく継続している』と、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要」がある」とされています。臨時講師に出されている3月30日までの辞令も、新採用者が受け取っている4月1日からの辞令も、どちらの辞令も発出は青森県教育委員会です。同じ使用者が同じ人物をあらかじめ次の雇用も明確にしたうえで雇用しているのです。臨時講師から新採用になった方々の被保険者資格を喪失させている県教委の制度設計そのものが初めからまちがっていたのです。未だに、県教委の職員サポートページのQ&Aには、臨時講師から新採用になった方の被保険者資格は継続しない。

と書いています。制度が設計された平成26年からずっと間違っていたのです。

ついに山が動いた!

これだけの事実を突きつけても、厚生労働省、青森年金事務所からの指摘にも答えない県教委に対して、直接ご指導していただきたいと、青森年金事務所副所長及び厚生年金課長にお願

全教定期大会報告

2月13、14日、初の試みとなるオンラインでの開催でした。議長が各地域から議事を進行するという珍しい形式での実施でした。討論では、①憲法に基づいた民主教育、②労働条件に関する取組、③1年単位の變形労働時間制を導入させない取組、④憲法をいかに、命と暮らしを守る国民共同の取組、⑤組織拡大・強化の4点について各都道府県から発言があり、超過勤務が個人の課題として扱われている現状、教育委員会に対して組合軽視を許さない姿勢、毎週対話などの発言が印象的でした。青森高教組からは逢坂書記長が、臨時講師の年金問題について発言をしました。

今後の取組として、子ども

いしました。この事態を重く見た青森年金事務所は、県教委を直接指導することをお約束してくれました。

3月8日、正式に高教組・県教組連名で「厚生年金保険及び健康保険の資格喪失についての要望書」を青森年金事務所長あてに提出しました。いよいよ山が動くのではないのでしょうか。

もの実態から考える教育課程作りの推進、特別支援学校の設置基準に関する実効性の追求、長時間過密労働を改善する取組、臨時教職員等の待遇改善を求める取組、青年教職員の主体性を重視した取組、SNS等を活用した情宣活動の充実などが述べられました。次年度から全教は新体制になります。今後も各都道府県の動向を情報共有しながら、一歩ずつでも前進できるように組合活動に努めて行くことを確認しました。



評価結果に「C」があれば

異論の申出を!

教職員人事評価制度の本人への評価結果開示が行われています。2016年度からは、評価結果が次年度以降の賃金に反映されるよ

評価結果の賃金への反映イメージ

(2020年度)

教育職は次年度の2回、行政職は直近のボーナスに反映する

自己目標に基づいて評価、教員は1年ごと、行政職は半年ごと

業績評価 S.A.B.C.D

能力評価 S.A.B.C.D

一時金 ボーナス		S	A	B	C	D
	成績率	98	87	87	76	65
	年間支給月数	4.41月	4.19月	4.19月	3.97月	3.75月
昇給		S	A	B	C	D
		6号UP	4号UP	4号UP	2号UP	0号UP

標準職務遂行能力で評価

昇級は生涯賃金に影響する

「再度の任用の際の判断資料として活用する」とされていることに注意が必要で、「C」や「D」の評価には明確な理由が求められます(総合評価が「B(標準)」以外の評価であれば、必ず理由が明記さ

うになつているので、評価結果は生活に直接関係してきます。日々きちんと勤務をしているにもかかわらず、評価項目に一つでも「C」や「D」がついていれば、それは管理職が、その職員を「職務を遂行する上で必要な水準を下回っている」、または「自己目標を下回った」と認識しているということ、で、きわめて重大であり、それに反論しないことは自分でそれを肯定することになってしまいます。また、今年から会計年度任用職員のみならずにも人事評価が行われていま

申出期間と手順

異論申出は、結果開示をうけてから10日以内となります。今年(2021年)の本人への開示は3月15日(月)までに行うことになっておりますので、異論の申し出は3月25日(木)までに行う必要が

教員情報 外部人材活用 拡充の方向へ

2021年度青森県当初予算に教員の働き方改革を進めるための外部人材活用を拡充する事業費を計上しています。その一つは部活動指導員の増員です。県立学校では運動部が7名に増員、文化部に3名を新規配置するための予算措置をしています。

地域部活動での兼職兼業について

「学校の働き方改革を踏まえた部活動について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取り扱い等についての通知が文部科学省から出され、3月1日に各校

年度末人事異動について

人事異動発表は3月16日に本人内々示、23日に内示(新聞発表)となつていま

教育事業のごあんない

◎教育事業補助金助成

- 募集期間 2021年4月1日～6月30日
- 助成額 ① 教育講演会等及び障がい者理解推進のための事業・・・1件につき5万円以内
- ② 社会貢献活動(ボランティア活動)・・・1件につき2万円以内
- ※実施団体の事業予算額の半額を超えない範囲

お問合せ 一般財団法人 青森県教育厚生会 総務課 017-721-1310

◎親と子と教師の教育相談室 スマイルサポート

- 相談時間 月・水・金 9:00～16:00
- ※予約により時間外も対応します
- 相談内容 不登校、学習、いじめ、家庭教育や発達障がいなど発達上の悩みや問題、教師と親の連携、教職員の実践上の悩みなど



ナミ ファナジ
フリーダイヤル 0120-783-087
E-mail smile@a-kyouiku-kouseikai.or.jp



メールはこちらから

教職員のための自動車保険は

全教自動車保険



WEBでかんたん
見積依頼



月々わずか 600円



退職時には
掛金が全額戻ります!

総合共済

結婚・出産などの人生の
節目にお祝い給付

毎月加入できます



オンライン参加
集いに

集まれなくても、つな がって語り合おう！

2020年度、多くの集会在オンラインで開催されました。全国各地での開催予定が、どんどんオンライン開催になりました。2月になっても続きました。「集まれなくてもつながろう」を合言葉に、全国の仲間と学び、語り合いました。それでも、対面での集会への要望もあります。早期の感染収束を望みます。

全国青年教職員学習交流集会 TAN E オンライン

2月7日に開催され、高教組からは2名が参加しました(全国では180名が参加)。これは、当初2020年12月に沖縄で行われる予定だったTAN E!の代替的なものです。会えないけど、学び会おうと全国の青年教職員がオンライン上で集まりました。

全体会では、鳥取大学の教授 三木裕和先生より、「コロナ禍と学校教育 子どもを大事にするってどういうこと?」というテーマのもとご自身の特別支援学校での経験を含めながら子どもとの向き合い方、身に付けるべき専門性についてのお話がありました。コロナの蔓延をきっかけに個別最適化が謳われていますが、やっぱり直接触れ合っ



て周りの友達を意識したり
その場の雰囲気を感じたり
することが出来る集団学習
の大切さと、教師の専門性
の一つに子どもに希望や期
待をもてることを挙げてい
ました。また、雑談が主で
も構わないので周りの先生
方とたくさんお話をするこ
とで将来的に子どもも職場
も良い方向に向いていくの
だと感じました。教育活動
も組合活動もそこは共通し
ている内容だと思えます。

「語ろう、子どもと教育」参加と共同の 学校づくり・教育課程づくり交流集会

2月27日にオンラインで
開催されました。
全体会では、東京電機大
学理工学部准教授の山本宏
樹さんが「教育のICT化
をめぐる今後の展開と課題
について」というテーマで
講演をしました。「ICT
化された教育は自由、平等
配慮をもたらす可能性もあ
り、また逆に抑圧・格差・
無配慮をもたらす可能性も

会えない制約の中で、オ
ンラインという形で学べた
ことは確かに良かったです
が、やはり直接会って話し
たいと一層感じたのも事実
です。来年度こそ沖縄現地
開催を期待しています。ま
た、この沖縄TAN E!の
翌日には、アフタネとして
北海道東北ブロックでの集
会も予定されています。各
県でもまた教育活動、組合
活動に尽力して会えるその
時を待ちましょう。また青
森県内の青年部の催しも少
しずつ進めていきたいと思
います。まずは県内のイベ
ントから少しずつ参加して
みませんか?今後も色々な
情報やお誘いを青年部通信
などで発信していきますの
で、ぜひご覧ください。

全国教育署名提出集会

2月25日開催され、オン
ラインで参加しました。
今回の集約署名は、私学
3,607、433筆、公立
693、509筆、合計
4,300、942筆、紹
介議員は85名ということ
でした。この署名は32年間
4億筆以上集まっています。
集会にはオンラインで
50名、会場24名の参加が
ありました。
国会議員
7名のメッ
セージ、全
国から5名
の取り組み
報告があり
ました。歴
史的な前進
の年となっ
た取り組み
や今後の課
題を確認し
合うことも
に、微力
でも署名の
力
の大きさを
感じる集
会
となりまし
た。

